

富山県自宅再建利子助成事業 Q & A

番号	質 問	回 答
【申請全般に関すること】		
1	申請者は被災者に限るのか。	申請者は、被災者（罹災証明書に記載がある世帯員）に限ります。
2	申請者と融資を受けた者が違う場合でも申請可能か。	被災した世帯の者（申請者世帯）のための住宅再建であり、融資を受けた者が、申請者の6親等以内の血族又は3親等以内の姻族の親族であれば申請可能です。ただし、リバースモーゲージ型融資を受けて再建する場合は、融資を受けた被災者本人に限り申請可能です。
3	リバースモーゲージ型融資とはどのようなものか。	<p>所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度です。借入金は融資契約者の死亡後、担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみとなります。リバースモーゲージ型の融資の詳細については、リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関にお問い合わせください。</p> <p>(参考) リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関例 住宅金融支援機構 お客様コールセンター 災害専用ダイヤル 0120-086-353</p>
4	助成金の振込み先は、申請者に限られるのか。	助成金の振込み先は、原則申請者に限ります。ただし、申請者の親族が融資を受けた場合は、融資を受けた者（借受人）に振り込みます。
5	申請するタイミングはいつか。	再建先となる住居に入居が完了した後に申請してください。
6	既に再建先（恒久的住まい）となる住居に転居している場合、申請できるか。	令和6年能登半島地震を起因として自宅再建等を行っていれば、制度施行前に入居した場合でも対象となります。申請は、住宅再建をし、その住宅に入居した日から6ヶ月以内に申請をしていただく必要があります。
7	再建先（恒久的な住まい）への入居後の申請であるが、世帯のうち一部が応急仮設住宅等に残る場合、申請は可能か。	一部が残る場合は申請できません。応急仮設住宅等に入居していた世帯全員が退去した後に申請してください。なお、申請期限については、応急仮設住宅等に入居していた世帯員全員が退去し、再建先に入居した日から6ヶ月以内とします。

【助成対象に関すること】		
8	被災時に居住していた市町村と別の市町村に住宅を再建する場合は、対象となるか。	富山県内での再建であれば、被災時の居住地に関わらず対象となります。なお、富山県内で被災しても、再建先が県外の場合は対象となりません。
9	店舗併用住宅を建設、購入し、再建先として入居した場合でも対象となるか。	<p>個人が住宅を再建するために借り入れた住宅ローンの資金が、店舗併用住宅を建設、購入するために使用され、再建先として入居していることが確認できた場合には対象とします。</p> <p>ただし、金銭消費貸借契約書は法人名義のものは対象となりません。</p> <p>※申請時には以下の書類を追加で提出してください。</p> <p>①建物の居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を算出した資料</p> <p>②建物の図面</p> <p>③工事請負契約書又は不動産売買契約書（建物の総面積が記載されているもの）</p>
10	令和6年能登半島地震以前から、住宅を建設する工事請負契約や金銭消費貸借契約を締結し、能登半島地震以後に完成し、そのまま入居した場合は、対象となるか。	令和6年能登半島地震を起因とした自宅再建には当たらないため、対象となりません。
11	被災者生活再建支援金や義援金、液状化等復旧支援金などをもらっていても助成対象となるか。	対象となります。
12	応急仮設住宅等の入居者が供与期間を過ぎて入居している場合は対象となるか。	<p>対象となりません。</p> <p>ただし、応急仮設住宅等の供与期間が延長された方は、延長された期限までに退去し、再建先に入居した場合は対象となります。</p>
13	マンションを購入し、再建先として入居した場合は対象となるか。	<p>対象となります。</p> <p>ただし、被災者が居住するものが対象であり、投資用・賃貸用等は対象となりません。</p>
14	敷地被害で解体した者も対象となるのか。	<p>敷地被害解体世帯として被災者生活再建支援金を受給していれば対象となります。</p> <p>※申請時には以下の書類を追加で提出してください。</p> <p>①敷地の被害を確認できる証明書類の写し</p> <p>②解体を証明する書類の写し</p> <p>③被災者生活再建支援金交付決定通知書の写し</p>
15	元々1つの住宅に同居していたものが、2か所に再建した場合、それぞれ対象となるのか。	<p>被災（罹災）した住宅（世帯）で1回のみ助成します。</p> <p>被災時1つの住宅に同居していたが、再建時、2つの住宅に分かれて居住する場合には、どちらか1つの住宅分を助成します。助成金をどちらの世帯で申請するかについては、世帯間で話し合ってください。</p>

16	2つ以上の被災した世帯が1つの応急仮設住宅等に同居した場合、それぞれの世帯で対象となるのか。	2つ以上の被災した世帯が1つの応急仮設住宅等に同居し、その後同一の住宅に居住する場合は、1つの世帯とみなし、1回のみ助成します。 ただし、1つの応急仮設住宅等に同居後、各々が別の住宅を再建する場合は、各々の被災した世帯に助成します。
----	--	---

【借入に関すること】		
17	個人間の借入（親族間の借入等）や消費者金融からの借入は対象となるのか。	個人間、消費者金融は対象となりません。 住宅再建のために金融機関等から借入れたものであり、原則として金銭消費貸借契約書の資金用途欄に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことが明記されたものを対象とします。
18	提出書類の金銭消費貸借契約書は法人名義のものでも可能か。	法人名義のものは対象となりません。 申請者本人又は申請者の親族名義の個人のものに限ります。

【要件に関すること】		
19	「住宅再建をし、その住宅に入居した日」は何の書類で確認するのか。	住民票の異動があった場合は、住民票の異動日です。 住民票の異動がなかった場合は、抵当権設定契約書の抵当権設定日や工事請負契約書の工事完了日等を入居開始日とします。
20	利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。	金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率（適用金利）と、金銭消費貸借契約締結日時点の住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）を比較して、利率の低い方を採用します。 ※融資が変動金利や固定金利期間選択型の場合、第1回返済時の利率と比較します。
21	世帯収入は、いつ時点のもので確認するのか。	住宅を再建し、その住宅に入居した日の属する年の前年の収入で確認します。 前年の収入が確認できる課税所得証明書が取得できない場合は、前々年の収入が確認できる課税所得証明書で確認します。
22	23歳未満の被扶養者や控除要件（60歳以上、障害者手帳等の所持の有無）の確認は、いつ時点のものとなるのか。	住宅を再建し、その住宅に入居した日を基準とします。
23	世帯収入（所得）は被災時点の世帯、再建後の世帯どちらで判断するのか。	被災時の世帯を基準に、その世帯の再建時の状況で判断することとしており、被災時同一世帯で、かつ、再建先に居住する方の合計です。

24	収入（所得）要件は具体的にどのように算定するのか。	世帯の収入が給与収入のみの場合は「収入」、給与収入以外の収入がある場合は「所得」で確認します。ただし、世帯の収入が給与収入のみの場合でも、所得控除要件に該当する者がいた場合には「所得」で確認します。
25	通常の年金（老齢年金）や障害年金を受け取っているが、受給額は全て世帯の所得に加えるべきか。	世帯収入（所得）は、課税所得証明書に記載されている内容を基に算定します。そのため、障害年金は、受給額を所得に加えずに人数分を控除しますが、老齢年金は、受給額を所得に加えたうえで人数分を控除します。
26	高齢者かつ障害者の場合など、世帯収入の控除要件に複数該当する場合は、複数控除して算定してよいか。	複数控除して算定してください。
27	子どもの課税所得証明書は提出が必要か。	子どもが15歳以上の場合には課税所得証明書を提出してください。15歳未満の子どもについては、原則課税所得証明書の提出は不要ですが、芸能活動や動画投稿等により、収入がある場合にはご提出ください。
28	扶養は、どのような書類で確認するのか。	住民票や課税所得証明書などで確認します。
29	子どもが大学で県外におり、再建先の住所に入居しない場合にも、23歳未満の被扶養者として取り扱うことは可能か。	戸籍や課税所得証明書等から、扶養していることや年齢が確認できれば、23歳未満の被扶養者として取り扱うことができます。